200911.13-2

4/一八 森林と人との共生林

文書番号 熱観産 号	目次番号	
決裁区分	[redacted]	区分

収受	平成 ・ ・	保存年限	1 5 10 永		至□
起案	平成 21・11・13	類目	・	公印承認欄	急
決裁	平成 ・ ・		・	承認 21.11.13 財政課長	秘□
施行	平成 ・ ・	付記	・		重□
完結	平成 ・ ・		・		要

[redacted]

主管	観光経済部 産業振興課	先方の文書 ・ ・ 付 第 号

主管

合議

[redacted]

指示・意[redacted]

あて先	発信者名 □市長 □副市長 □ □消防長 □部長 □室長 □（ ）

標題 伊豆山赤井谷における伐採届け等について

このことについて 次・別紙 のとおり
［ 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 （ 承諾 ） ］
してよろしいでしょうか ・ します

表題の件については、平成２１年７月２０日伐採届けを受け付け、経過をみて受理書を発行しようとしておりましたが、土採取が終わらないため、１１月１０日建設課、まちづくり課と打合せを行い、行政としての指導が必要と確認をしたので、別紙により通知するものです。

熱 海 市

送　達　記　録　書

平成 21 年 11 月 17 日　午前・(午後) 15 時 10 分

下記のとおり送達した。

（送達者）まちづくり課 [redacted]

<table>
<tr><td rowspan="2">送達を受けるべき者</td><td>住所</td><td>[redacted]</td><td rowspan="2">送達の方法</td><td>交付送達
出会送達
差置送達</td><td rowspan="2">出会送達又は差置送達した場合の送達の箇所又は場所</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>[redacted]</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">書類の名称

通数</td><td colspan="2" rowspan="3">1.静岡県土採取等規制条例指示書
文書番号熱建建第 571 号（1 通）
2.森林法伐採届に対する補正指示書
文書番号熱観産第 140 号（1 通）
3. 宅地造成等規制法の報告依頼書
文書番号熱建まち第 2114-20 号（1 通）</td><td colspan="2">交付送達又は出会送達した場合の受取人の署（記）名押印及び続柄等</td><td colspan="2">[redacted]</td></tr>
<tr><td colspan="2">受取人の署（記）名押印がない場合及び差置送達した場合の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">（同行者）
建設課 [redacted]
まちづくり課</td></tr>
</table>

熱観産第１４０号
平成２１年１１月１３日

[redacted]

[redacted] 様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷[redacted]地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第１０条の８第１項の規定により平成２１年７月２０日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1　指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000･A3 又は A4)を提出すること。

2　補正又は提出の期限

平成２１年１１月３０日

3　その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課（担当[redacted]）

[redacted]

電話[redacted]

(案)

熱観産第１４０号
平成２１年１１月１３日

[redacted]
[redacted]様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷[redacted]地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第１０条の８第１項の規定により平成２１年７月２０日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1　指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000・A3 又は A4)を提出すること。

2　補正又は提出の期限

平成２１年１１月３０日

3　その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課（担当[redacted]）

[redacted]

電話[redacted]

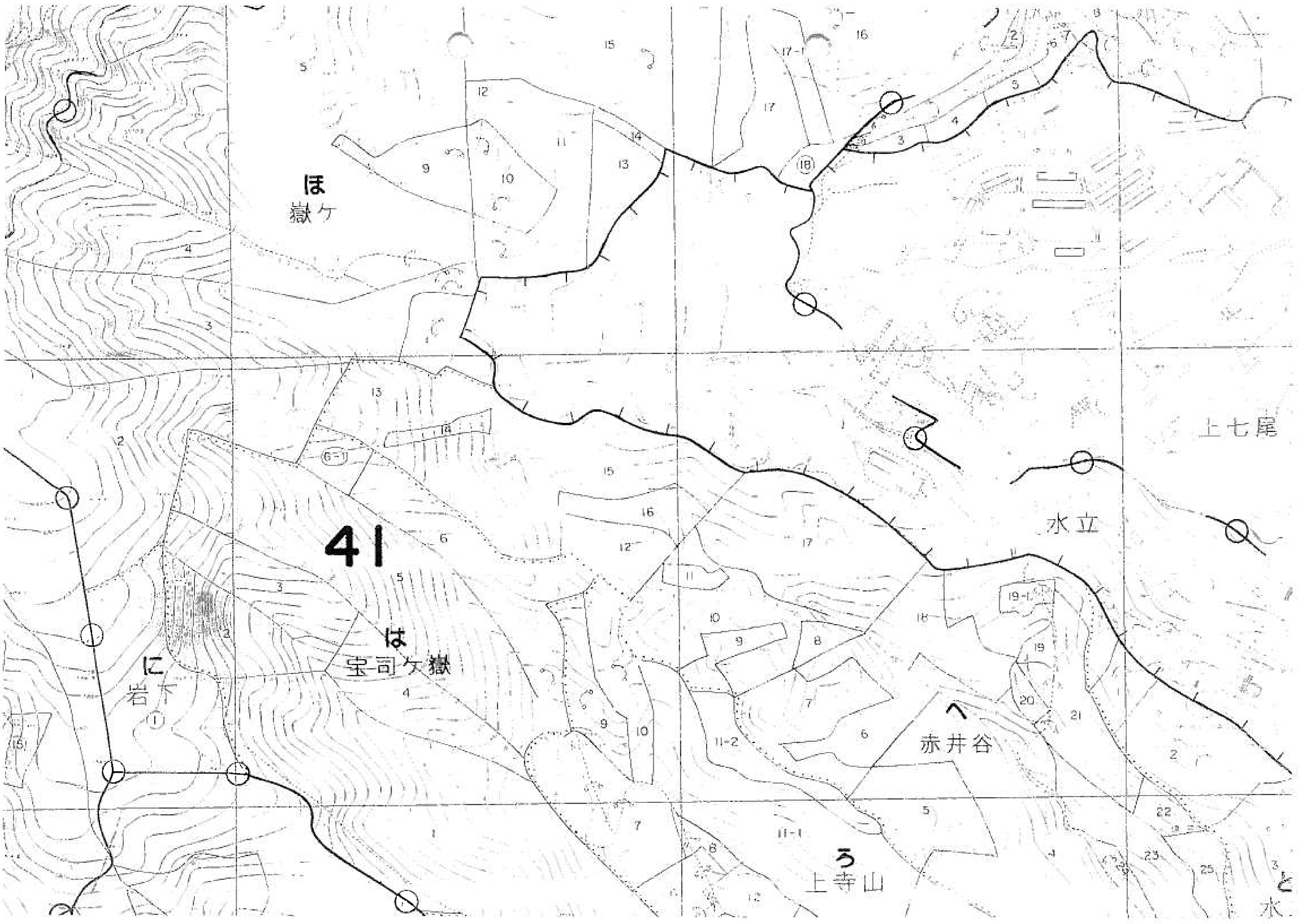

41
ほ
嶽ケ
は
宝司ケ嶽
に
岩下
へ
赤井谷
ろ
上寺山
水立
上七尾
と

様式第9号

伐 採 調 書　　（ 小規模林地開発 ）

届出時・変更時・完了時　　＊作成時点により、いずれかを〇で囲む

No.	

土地所有者	住所	TEL		
	氏名			
開発行為者	住所	TEL		
	氏名			
開発行為の目的		（　　　）		
所在場所				
面積		全体面積	5条森林面積	5条森林の形質変更面積
	計画 完了	ha	ha	ha
事業期間		平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
防災施設等の設置	計画 完了	調整池・沈砂池・擁　壁・排水施設・柵　工		
緑化計画	計画 完了	残置森林・造成森林・造成緑地・法面保護		
他法令許認可の状況		関係法令等	手続状況	備考
		市町村土地利用		
		都市計画法		
		農振法・農地法		
		土採取条例		
		砂利採取法・採石法		
		廃掃法		
		その他（　　　）		
備考				

位　置　図

【記載注意】　　（1／25,000）

1　本調書は、伐採届出書の「伐採跡地の用途」欄に森林以外の利用目的が記載されている場合について作成する。
（「伐採跡地の用途」が「植栽」であっても、土石の採取等森林が一時的に他の用途に使用される場合は作成する。）
ただし、森林法施行細則第１０条の規定による林地開発行為の通知（連絡調整）に該当する案件については、作成不要である。

2　「開発行為の目的」の記載は、下記の分類による。

・工場、事業用地　　・土石採取
・住宅地　　・道路の新設・改設
・レジャー施設　　・廃棄物等の処理施設
・農用地　　・その他

①　（　）欄には、開発行為の具体的内容を記入する。
（例：病院、個人住宅、製茶工場、植物園、茶畑、農道等）

②　土石採取等は、跡地利用に係わらず「土石採取」に分類し、（　）欄に跡地利用を記入する。

③　別荘等の有姿分譲（伐採面積が１ha以下）を行う場合は、道路等の造成は「道路の新設改設」に分類し、その後、土地の購入者が住宅を建築するときの伐採は「住宅地」に分類する。

3　面積は、haを単位として少数第４位まで記載すること。

4　防災施設等の内容については、該当箇所を〇で囲む。

5　添付図面：
位置図（1/25,000　本調書に貼付）
伐採届出書の写し
森林計画図（1／5,000・Ａ３又はＡ４）
土地利用計画平面図（Ａ３又はＡ４）

6　計画時・完了時いずれかを〇で囲み、届出内容に変更がある場合は、変更箇所を赤書きで２段書きすること。

【現地実施状況の確認】

確　認　内　容	届出時(着手時)	①	②	③	④
開発行為に係る森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
現地確認・指導年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
伐採調書の内容どおり事業が実施されているか。					
伐採調書の区域と現地造成区域に相違ないか。					
その他（特に記載すべき事項）					

確　認　内　容	⑤	⑥	⑦	⑧	完　了　時
開発行為に係る森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
現地確認・指導年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
伐採調書の内容どおり事業が実施されているか。					
伐採調書の区域と現地造成区域に相違ないか。					
その他（特に記載すべき事項）					

*事業が完了するまでの間、半年に1度程度を目安に現地調査を実施し、結果を農林事務所へ報告する。
*他法令の許認可に該当する場合は、その現地調査をもって確認調査に代えることができる。
*変更があった場合は、事業者へ変更調書の提出を指導する。
*事業者へ指導等を行った場合は、指導した年月日及びその他の欄へ指導内容を記載する。